

本報告書作成に当たっての市民社会との対話について

日本は、男女共同参画・女性活躍の実現に向け、市民社会との協働を重視しており、以下のとおり、市民社会との対話を行い、できる限り報告書に反映させた。

B

(1) 男女共同参画推進連携会議における意見交換会

- 経済界や労働界、教育界、メディア、女性団体その他の NGO・NPO、学識者など計 100 名以上からなる男女共同参画推進連携会議が、この報告書に盛り込むべき事項及び報告書案について、広く市民社会と対話するための意見交換会を開催した。
- 意見交換会では、以下の有識者や NGO・NPO の代表から意見が述べられた。一般参加者との対話も行われた。

(アルファベット順)

紙谷 雅子 氏 (国際婦人年連絡会 国連関係特別委員会委員長)

三浦 まり 氏 (上智大学法学部 教授)

三輪 敦子 氏 (アジア・太平洋人権情報センター (ヒューライツ大阪) 所長)

- 主な意見の概要は以下のとおり。
(5 年間の進捗と今後の施策に期待される視点)
 - ・この 5 年間の取組は、労働人口の減少への対応として女性活躍の促進と、女性が尊厳と誇りを持って生きる社会の実現を目指す取組に特徴づけられる。
 - ・北京宣言に含まれた「女性のエンパワーメント」の視点が重要。この概念においては、女性が自らの能力を発揮したり、自らの権限を行使しようとする際の障害を除去するだけでなく、その成果を社会が認知することが肝となる。
 - ・今後は女性だけでなく「誰も取り残さない」ような取組が求められる。

(女性の政治参画)

- ・ 2001 年時点では参議院（上院）の女性議員比率は G7 中、3 番目であったところ、2022 年時点では最下位となっていることに対評されるように、各国で大幅な改善が見られるところ相対的に日本の状況が悪化している。
- ・ 政治分野における男女共同参画推進法改正を受け、男女が数としては同数、力関係としては対応に参加するというパリテ民主主義の法的規範として成立するとともに、女性候補者に関する数値目標設定以外にも候補者擁立過程の改善に係るものなどより一層の取組推進が政党に期待されることとなった。また、政党以外にも議会において適切な役割分担の下での取組促進が期待されることとなった。
- ・ 今後の課題としては、候補者女性比率に応じた政党助成金の傾斜配分、比例代表における男女同数の義務化、なり手不足への対応など、民主主義をより包摂的に深化されるアプローチが求められる。

(暴力)

- ・ 刑法第 177 条が改正され「強制性交等罪」が廃止され、新たに「不同意性交罪」が導入されるなど、性行為における同意の有無への焦点化が図られた。
- ・ その結果、いわゆる「レイプ神話」への批判的理解や背景にある権力関係があることなど性暴力の実相に対する理解が広まった。
- ・ SNS などを用いた女性に対するデジタル暴力、ハラスメント、ヘイトスピーチが激化している。これらは女性政治家に対して行われることで、女性の政治参画を難しくする可能性がある。AI を含むデジタル技術等への適切な規制が求められる。

(偏見・固定観念)

- ・ 女性差別撤廃条約一般勧告第 35 号が指摘するように、偏見や固定観念は女性に対する暴力との関連の中で理解する必要がある。
- ・ デジタル暴力は女性に対する偏見・固定観念に依拠したり、強化したりする。また、男性性に関する固定観念が性的合意についての誤解やコミュニケーションの不足につながることもある。
- ・ 性的役割分担の固定観念から自由になることは、女性以上に男性にとって重要となる可能性がある。
- ・ 日本政府においても偏見や固定観念を持続、強化する表現等に対する対策が期待される。

(環境)

- ・ 気候変動によって引き起こされる災害の産業、生計、住宅、社会インフラへの深刻な被害が、ケアワークの主な担い手である女性の負担増を招く。特に途上国女性の水や燃料確保に係る労働負担の増加、健康被害、修学機会の喪失。
- ・ 気候変動への応分の貢献という観点から、2023年のCOP28で運用開始が合意された「損失と損害」基金（Loss and Damage Fund）に対し、ジェンダー視点に立った貢献が求められる。
- ・ 日本の被災地の経験を国際貢献に活かす余地がある。
- ・

(2) 意見募集

- 本報告書作成に当たり、過去5年間の政府の取組の評価、課題のある分野、今後の5年間で取り組むべきことについて、内閣府男女共同参画局ホームページにて意見募集した。

- 意見募集があったNGO・NPOは以下のとおり（順不同）。

国際女性の地位協会

国際婦人年連絡会

日本婦人団体連合会

日本女性監視機構

日本BPW連合会

社会教育推進全国協議会社会教育研究全国集会女性の学習分科会世話人会

公務非正規女性全国ネットワーク「はむねっと」

全国商工団体連合会婦人部協議会

未来の職場

RHR リテラシー研究所

新日本婦人の会

北京JAC（世界女性会議ロビイングネットワーク）

- 意見の概要は以下のとおり。

（過去5年間の政府の取組の評価）

- ・ 刑法性犯罪規定における暴行・脅迫要件の撤廃により男女の性的自己決定権が尊重された。
- ・ 女性差別撤廃条約第4条や男女共同参画社会基本法第2条2号で規定されている積極的差別是正措置に係る取組が進展した（国立大学の理工系学部における女子学生増を目指す取組など）。
- ・ 女性活躍推進法が改正され、雇用主に男女賃金格差の公表が義務付けられ

た。

- ・女性の就労が促進されているものの、増加した女性被雇用者の多くが非正規雇用である。
- ・女性支援新法は売春防止法に基づく女性保護事業をアップデートするものと評価しうる一方で、同法における支援が「パターネリスティック」な無意識の偏見に基づいて、女性たちとその周囲に対して社会が期待すると想定される「あるべき姿」を一方向的に求めてはいないかと懸念される。
- ・公人によるセクシュアルハラスメント、差別的発言が続発し、政府の対応に遅れが目立ち、再発防止策も不十分である。
- ・学校（幼稚園、小学校、中学校、高校）において「性暴力の根底にある誤った認識や行動、また、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切に考える考えや、自分や相手、一人一人を尊重する態度等を発達段階に応じて身に付けること」を目的に「生命（いのち）の安全教育」が取り組まれることとなったが、極めて限定的なモデル校で進めているだけで、一部の学校関係者にしか知られていない。
- ・経済的な理由により生理用品を十分に購入・入手できない女性がいることが明らかになり、この事態は「生理の貧困」として社会的に注目され、地方自治体による無料配布や学校による無料配置が進んだ。これを機に、生理による女性の心理的（「恥ずかしい」、「隠すべき」）・身体的負担や、それらに対する男性の無理解にも関心が集まり、男子が生理を学ぶ機会を設ける動きも出てきた。これら動きが拡大することが望ましい。
- ・第5次男女共同参画基本計画（5次計画）に基づく各府省の取組を強力に進めるため、計画実行・監視専門調査会が設けられ、34回の会合を開催、多様なテーマのもと、5次計画の実行状況を監視している。ナショナルマシーナリーとして、継続されたい。
- ・女性の人権の保障に関して民法改正による男女の婚姻最低年齢の統一、再婚禁止期間の廃止などの進展があった。
- ・本人の了解を得ずに当事者の性的指向や性自認を第三者に伝える「アウトティング」については、パワーハラスメント防止措置の義務化に伴う厚生労働省のガイドラインにおいてパワハラに当たることが明記されるなどゆっくりではあるが性的指向とジェンダーアイデンティティを巡る環境は改善しつつある。

（残された課題、今後5年間で取り組むべきこと）

【包摂的な開発、繁栄の共有、働きがいのある人間らしい仕事】

- ・女性活躍推進法の実施状況の詳細なレビュー

- ・男女間賃金格差／非正規・正規間賃金格差への対応
- ・ジェンダー化した公共サービスと非正規化への対応（非正規公務員が女性に偏って増加している問題への対応）
- ・いわゆる「103万円の壁」、「130万円の壁」など配偶者の扶養内で就労する事を促しうる制度の撤廃
- ・ケア労働など伝統的に女性が多く働いており、低賃金である分野での賃上げ
- ・長時間労働の改善
- ・家族従業者の働きが事業主の所得となるような所得税法 56 条の廃止
- ・介護離職を増やさないために介護休業・休暇などの改善と向上
- ・移住女性労働者に関するジェンダー統計の公表
- ・SDGs グローバル指標 1.4.2(a)土地に対し、法律上認められた書類により、安全な所有権を有している全成人の割合（性別、保有の種類別）に関連して、土地登記簿に所有者の性別欄を設ける。
- ・企業の協力のもと、問題の所在を可視化し、同一価値労働同一賃金を実現
- ・女性の多い地方公共団体の会計年度任用職員の待遇改善
- ・雇用及び職業における差別に関する ILO 第 111 号条約などを批准

【貧困撲滅、社会保護、社会サービス】

- ・墮胎罪の削除
- ・人工妊娠中絶の際の配偶者の同意要件の削除
- ・望まない妊娠をした少女・女性への支援
- ・政策立案において多様な指標を活用することで、不利益を多元的に被る立場があることを認識し、それぞれの指標が示す「不利な立場にある人たち」をサポートする必要がある、「重複する差別」に対する適切な政策を実施すること
- ・「女性の貧困」という課題設定の下での社会保障政策の拡充
- ・包括的性教育の推進のための制度化
- ・承認済みの避妊手段の種類が少ない点と、女性に負担が大きい入手条件（産婦人科の受診や医師の処方箋が必要、健康保険の適用外など）の改善
- ・経口中絶薬処方に係る医療機関への入院、配偶者の同意などを要する制度面・運用面の改善
- ・男女間の無償労働の不均等な分配の是正
- ・育児と介護のダブルケアなど多くは女性が担っているケアに関する統計調査の実施と制度化
- ・上記の結果に基づく当事者のニーズを反映したケア政策の立案、実施

- ・外国人女性は、在留資格の延長や変更の手続きに日本人配偶者による身元保証書が必要であるため、DV被害に遭った、関係性が悪化しているという場合でも配偶者から逃れることが難しい。したがって、これらの点が、都道府県・市町村レベルのDV対策に反映されるべきである。
- ・女性支援新法に基づく地方公共団体の計画において、様々な理由により在留資格が不安定な女性も対象となることを明記する。
- ・性役割の問い直しや女性差別撤廃の担い手としての女性のエンパワーメントに歴史的に大きな役割を果たしてきた公民館等の社会教育の充実
- ・多様なジェンダーを含めたジェンダー統計の充実
- ・法律に障害女性の複合差別／交差的差別禁止原則を明記
- ・性被害・DV・本人が望まない異性介助に関する実態把握と救済措置への障害女性のアクセスの保障
- ・保健・医療・福祉・教育・警察・司法等の関係機関職員に対し、障害女性への複合差別／交差的差別の実態と防止に関する研修を行うこと
- ・政策や意思決定機関への障害女性の参画の確保と暫定的特別措置の実施
- ・障害女性のエンパワメントのための教育、事業の実施
- ・スフィア基準に従って避難所や被災者支援のあり方を改善し、防災対策の意思決定への女性の参加を促進

【暴力、偏見、固定観念からの自由】

- ・選択的夫婦別氏制度の導入
- ・出生届における嫡出子又は嫡出でない子の別の記載の取りやめ
- ・未成年の女性の性的搾取問題への対応
- ・エンターテインメント業界における性暴力の実態把握と防止措置の導入
- ・女性に対するヘイトスピーチ（オンライン上のもを含む）が許されないという方針を、政府が強く打ち出し、具体的な対策を講じる。これらの言動は、恐怖やストレスを与えることで女性の行動や可能性を制約し、女性の人権の享受を阻害する暴力にほかならない。
- ・同性同士の結婚を可能とする民法改正
- ・性同一性障害特例法における生殖不能要件の撤廃
- ・ステレオタイプ（性にもとづく固定観念）をなくすために、ポルノ素材やビデオゲームなどの生産・流通の規制、教科書や教材の見直しなどを実施

【参画、説明責任、ジェンダーに配慮した機関】

- ・独立した国内人権機関の設置
- ・包括的性差別禁止法の導入

- 女子差別撤廃条約選択議定書の批准
- ILO190 号条約を批准できる内容のハラスメント禁止法の導入
- 理解増進法に変わる性的指向とジェンダーアイデンティティに関わる差別禁止法の導入
- 女子差別撤廃委員会「日本の第 7 回及び第 8 回合同定期報告に関する最終見解」記載の慰安婦に関する勧告の履行
- 政治分野における男女共同参画推進に係る政党への罰則規定及び法的クォータの導入